

## 特集にあたって

岩淵 勲 (古河スカイ(株))

地球温暖化防止を目的とした京都議定書が、この2月16日に発効した。

日本はCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出量を2008～2012年の期間に1990年比、6%削減する義務を負う。2002年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年(1990年)を7.6%上回っている。2003年もほぼ同じくらい上回っていると推測されている。約束を守るためには、日本は現状から約14%の削減対策を実施していく必要があり、目標達成はかなりきびしい。政府はこの4月に目標達成するための道筋として、「京都議定書目標達成計画」を策定した。今後、目標達成に向け実施するには、従前考えていた以上にきびしくエネルギー起源のCO<sub>2</sub>削減対策、その他温室効果ガスの削減対策、吸収源対策、国際的な対応である京都メカニズムの活用等を強化することにより6%削減の達成を目指していくことになる。

温暖化問題は、原因が社会・経済活動の全般にあるのでその対策も多岐にわたり、その影響も多分野に及ぶ。そのうえ国内の社会、経済活動を制約する面もあるので、国家戦略という視点も欠かせない。

さらに、温暖化防止は、現在だけでなく継続的、長期的に取り組む課題でもある。目標を達成するための施策も中長期的な戦略立案の中で考えるべきである。

京都議定書では国別の約束達成に係わる柔軟措置として、他国における温室効果ガスの排出削減量および吸収量ならびに他国の割当量の一部を利用できる京都メカニズムの活用が認められている。いわゆる、①クリーン開発メカニズム(CDM)、②共同実施(JI)、③排出量取引である。

クリーン開発メカニズム(CDM)は排出量の数値目標の義務がある先進国が数値目標の義務のない途上国内において排出削減等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量に基づきクレジットを発行したうえで排出枠として活用が可能となるものである。

共同実施(JI)は先進国どうしが協力して排出削減プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量に

基づきクレジットを発行したうえで、そのクレジットを投資国側に移転し排出枠として活用可能というものである。

排出量取引は、温室効果ガス排出量の数値目標が設定されている先進国間で排出枠の獲得、移転をみとめるものである。先進国合計での総排出枠は変わらないが市場メカニズムにより、目標達成のために全体費用を低下させることが可能となる。

本特集では産業界に焦点をあて、京都メカニズムの活用に関連した最近の内外の動向について紹介する。

また、京都議定書で定めたものではないが、同じ仕組みとして排出量取引を国内で実施する制度を導入する動きも始まっている。EUおよびノルウェーでは2005年1月に導入された。一定規模以上の事業者に対し、排出枠を設定し実施している。経済的手法の代表的なものの一つとして市場メカニズムを活用し一定量の削減を実施するうえでの全体コストを最小化する経済効率的な制度であることを検証するための試行でもある。「EU排出量取引制度の概要と企業への影響」については、本特集の中で紹介する。

国内でも企業に対し自主参加型の国内排出量取引制度の試行も始まっている。自主参加型の国内排出量取引制度を実施することにより、経験の蓄積と温室効果ガスの追加的削減を実現することが可能である。費用対効果がどうなるかなどの制度のあり方についての検討をすすめることとなる。また、国内企業も独自に将来の活用をもにらんで海外での排出枠の確保に向けての試みも多様にすすめられている。本特集では国内企業の動向とともに国際的に論議が進んでいる、2012年以降の取り組みについて各国で論じられていることも紹介する。米国、中国、インド、ブラジル、韓国等の参加問題や、取り組みのあり方等の議論が国際的にすすめられている。本特集により最大の環境問題の一つであり、政治・科学問題でもある温暖化防止問題の取り組みの一端をご理解いただければ幸いである。